

女川町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和6年3月

女 川 町

目 次

第 1 章 背景 1

第 2 章 計画の基本的事項 2

1. 計画の目的	2
2. 対象とする範囲	2
3. 計画期間等	2
(1) 計画期間	2
(2) 基準年度	2
4. 対象とする温室効果ガス	3
5. 上位計画及び関連計画との位置づけ	4

第 3 章 女川町の概況 5

1. 土地利用・自然環境	5
2. 温室効果ガスの排出状況	7
3. 人口・世帯数	8
(1) 将来人口推計	8
(2) 世帯数	8
4. 施設の設置状況	9

第 4 章 温室効果ガス排出状況 11

1. 温室効果ガス排出に係るエネルギー消費量	11
2. 温室効果ガス総排出量	12

第 5 章 温室効果ガスの排出削減目標 14

1. 目標設定の考え方	14
2. 目標値の設定	14

第 6 章 目標達成に向けた取組 15

1. 取組の基本方針	15
2. 具体的な取組内容	15
(1) 省資源・省エネルギーの推進	15
(2) 再生可能エネルギー等の活用・利用促進	17
(3) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進	18
(4) その他	18

第 7 章 計画の推進と点検・評価・公表 20

1. 推進体制	20
2. 実施状況の点検評価及び見直し	20

第1章 背景

地球温暖化とは、化石燃料の消費や森林破壊といった人為的要因によって、大気中の温室効果ガス（二酸化炭素やメタン等）の濃度が高くなることにより、地表面の温度が上昇する現象です。

人間活動の拡大に伴い、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、代替フロン類等の温室効果ガスが大量に大気中に排出されることで、地球温暖化が進行していると言われており、特に CO₂ は、化石燃料の燃焼等によって膨大な量が人為的に排出され、我が国が排出する温室効果ガスの全体の排出量の約 91%を占めています。

平成 27 年（2015 年）9月に開催した「国連サミット」では、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、地球温暖化対策として「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」ことを課題として明示しています。その上で、温室効果ガスの排出を原因とする地球温暖化現象を招く世界各地での気候変動やその影響を軽減することが目標とされています。

また、国際的には、地球温暖化防止に関する対策として、平成 4 年（1992 年）に国連気候変動枠組条約が発効し、平成 27 年（2015 年）には、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0°C 以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

これらの国際的動きを受けて、国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成 11 年（1999 年）4 月に施行されています。この法律では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。

また、平成 28 年（2016 年）に、地球温暖化対策計画（平成 28 年（2016 年）5 月 13 日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、温室効果ガスの排出量を令和 12 年度（2030 年度）に平成 25 年度（2013 年度）比で 26% 減とすることが掲げられましたが、この目標は現在、46% 削減を目指し、さらに 50% の高みに向け挑戦を続けていくとされています。

本計画の「事務事業編」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本町の事務及び事業に関し、「温室効果ガスの排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための計画となります。

第 2 章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

地方公共団体においては、その地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進し、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきとされています。

このため、本町においても、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定し実施するものとします。

2. 対象とする範囲

本計画は、本町の公共施設における全ての事務・事業を対象とします。

3. 計画期間等

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和12年度（2030年度）までの7年間とします。

(2) 基準年度

本計画の基準年度は、令和3年度（2021年度）とします。

4. 対象とする温室効果ガス

計画の対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項において規定されている次の7種類の物質としますが、そのうち⑥と⑦については、これまで排出実績がなく、事務事業からの排出がほとんど想定されないため、温室効果ガス総排出量の算定からは除外します。

対象ガス	人為的発生源	地球温暖化係数※
①二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用や燃料の使用、廃棄物の焼却等により排出される。	1
②メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、水田の耕作、家畜の飼養、廃棄物の焼却等により排出される。	25
③一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、家畜の飼養、耕地への肥料の使用、廃棄物の焼却等により排出される。	298
④ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。	12~14,800
⑤パーフルオロカーボン (PFCs)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	7,390~17,340
⑥六ふつ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・廃棄時等に排出される。	22,800
⑦三ふつ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。	17,200

※地球温暖化係数とは、対象ガスの温室効果を比較するために用いる係数で、二酸化炭素を1として相対的に表したもの

5. 上位計画及び関連計画との位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本町の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減、並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であり、国の地球温暖化対策計画等に基づき策定するものです。

また本計画は、「女川町総合計画」の将来像・施策の実現化のための計画であり、省エネルギー化のための運用改善措置や公共施設等総合管理計画等と整合した設備更新、再生可能エネルギーの導入の方針を示し、実現のための実施体制を定めるものです。

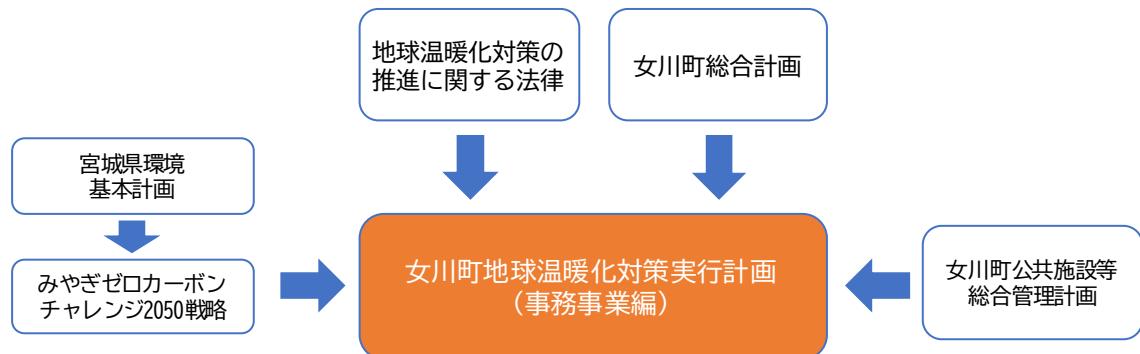


図 2-1 計画の位置づけ

第3章 女川町の概況

1. 土地利用・自然環境

本町の土地利用は以下の通りです。

また、そのほとんどが森林によって囲まれており、約80%を占めています。

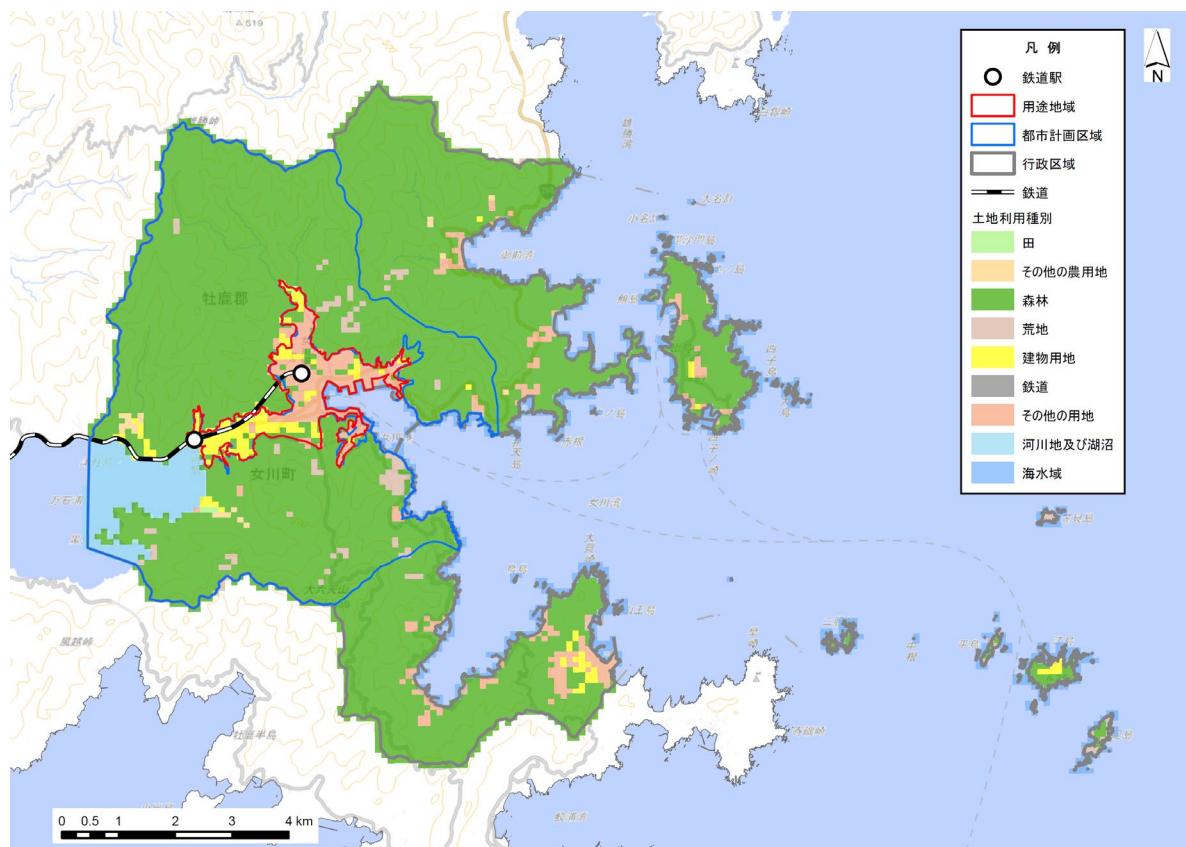


図3-1 女川町の土地利用状況

出典) 国土数値情報

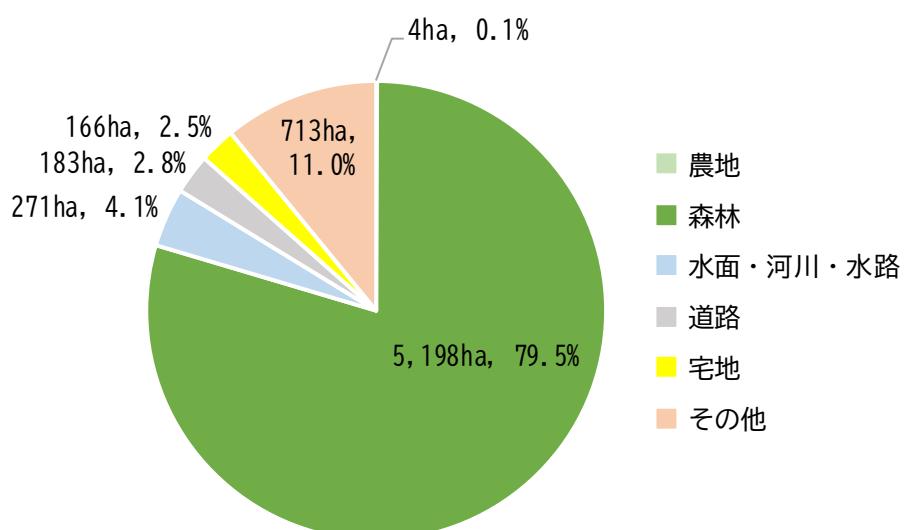


図3-2 土地利用面積

出典)「令和5年度土地利用の現況と施策の概要」(宮城県)

また、森林の面積はおおむね横ばいですが、そのほとんどを民有林が占めています。

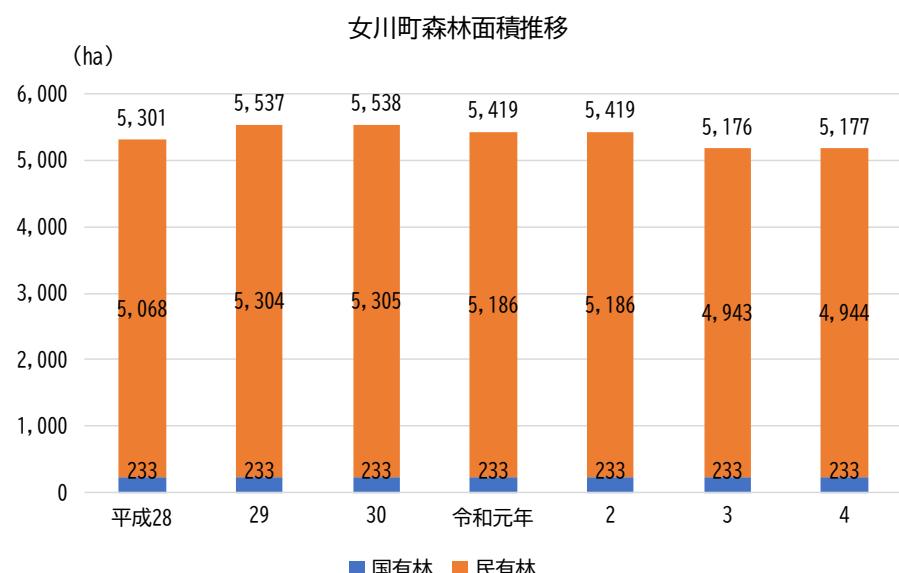


図 3-3 森林面積の推移

出典)「みやぎ森林・林業のすがた令和4年度版」(宮城県)

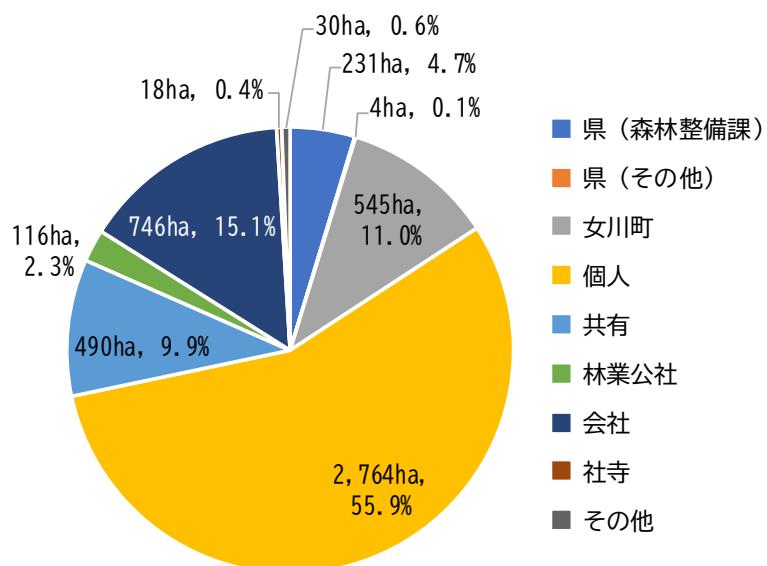
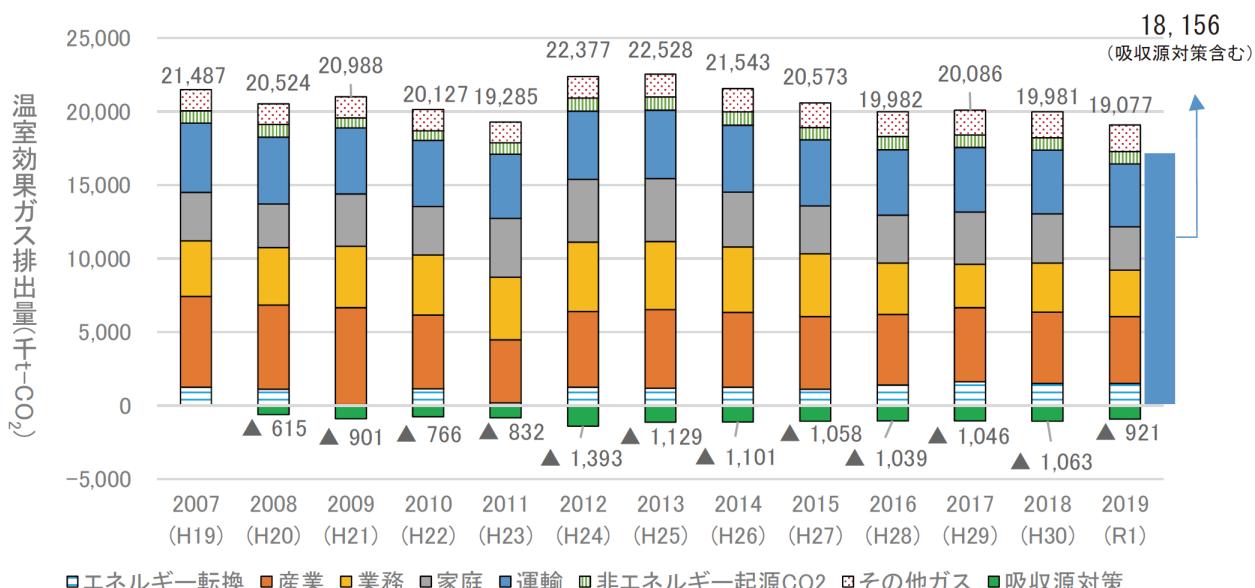


図 3-4 民有林の構成

出典)「みやぎ森林・林業のすがた令和4年度版」(宮城県)

2. 温室効果ガスの排出状況

宮城県において温室効果ガスの排出量は、令和元年度（2019年度）で19,077千トンとなっています。また、平成23年度（2011年度）までは減少傾向にありました。東日本大震災以後、復旧・復興事業の影響などにより増加に転じ、平成25年度（2013年度）をピークとして再び減少傾向にあります。



【温室効果ガス排出量における排出区分(部門)について】

- エネルギー転換部門 発電所や石油製品製造業等の自家消費や発送電ロス等に伴う排出
- 産業部門 製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出
- 業務部門 事務所・ビル、商業施設等におけるエネルギー消費に伴う排出
- 家庭部門 家庭におけるエネルギー消費に伴う排出（※自家用車の排出は運輸部門）
- 運輸部門 自動車、鉄道、船舶、航空機におけるエネルギー消費に伴う排出

図 3-5 宮城県の温室効果ガス排出量の状況

出典) みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 (令和5年3月宮城県)

3. 人口・世帯数

(1) 将来人口推計

住民基本台帳人口をベースとした、国立社会保障・人口問題研究所の出生中位による減少率により算出した将来推計人口によると、令和27年（2045年）に本町の人口は3,281人と令和2年（2020年）と比べ約53%に減少する見込みです。

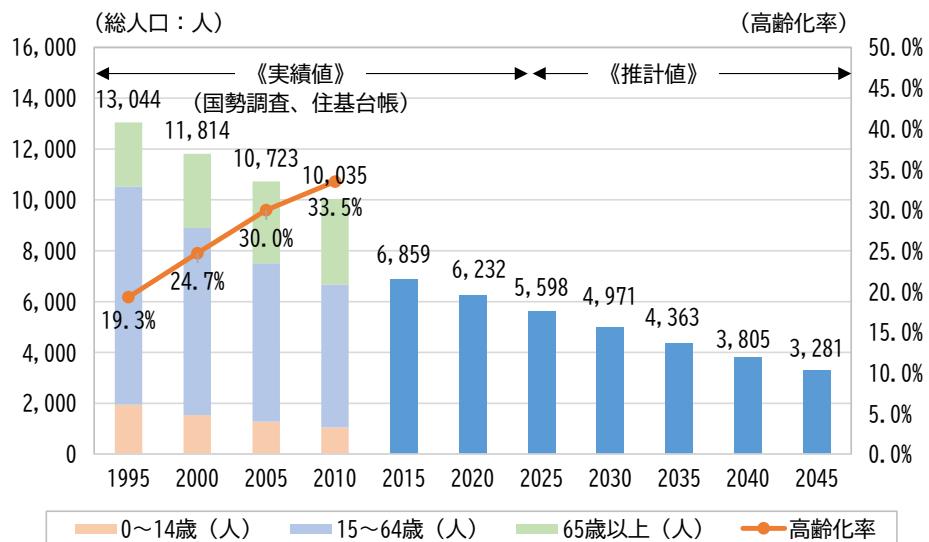


図 3-6 女川町の人口推移状況

出典) 第2期女川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月）

(2) 世帯数

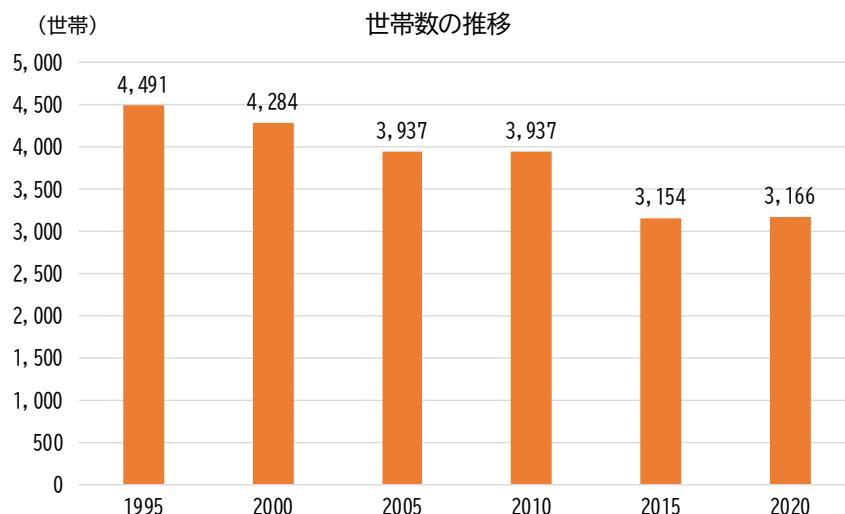


図 3-7 女川町の世帯数推移

出典) 国勢調査（各年10月1日現在）

4. 施設の設置状況

本町では以下の施設を設置しており、学校や町営住宅などが多くの面積を占めています。

表 3-1 施設の用途区分

2024年3月現在

施設の用途	対象施設
1. 行政系施設	役場庁舎、消防団資機材格納庫
2. 地域コミュニティ施設	集会所、まちなか交流館
3. スポーツ・レクリエーション系施設	温泉温浴施設、給湯施設、総合運動場、女川スタジアム公園
4. 保健・福祉施設	地域福祉センター
5. 医療施設	地域医療センター
6. 学校教育系施設	女川小学校、女川中学校、共同調理場
7. 社会教育系施設	勤労青少年センター
8. 子育て支援施設	女川町立しおかぜ保育所、女川町立第四保育所
9. 公営住宅	町営住宅
10. 供給処理施設	クリーンセンター
11. 産業系施設	女川町小型漁船船揚場、トレーラーハウス
12. その他	浦宿駅待合室、女川町離島航路ターミナル、女川町火葬場、納骨堂、女川海岸広場公衆トイレ、女川町浜田職員宿舎、医師住宅、看護師宿舎、旧女川小学校、旧女川第三小学校、旧女川第四小学校・女川第二中学校、旧高森山教員住宅、旧江島自然活動センター、旧公民館御前分館

出典) 女川町公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂版）
に加筆修正

表 3-2 用途別公共施設の保有状況

施設の用途	棟数	延床面積 (m ²)	構成比 (%)
1 行政系施設	10	8,962	5.8
2 地域コミュニティ施設	33	6,084	3.9
3 スポーツ・レクリエーション系施設	18	9,848	6.4
4 保健・福祉施設	2	5,250	3.4
5 医療施設	2	8,019	5.2
6 学校教育系施設	1	13,483	8.7
7 社会教育系施設	1	1,204	0.8
8 子育て支援施設	3	1,771	1.1
9 公営住宅	338	69,809	45.1
10 供給処理施設	7	1,744	1.1
11 産業系施設	3	110	0.1
12 その他	68	28,557	18.4
総 計	486	154,841	100.0

※構成比は、小数点第2位を四捨五入して表示

出典) 女川町公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂版）
に加筆修正

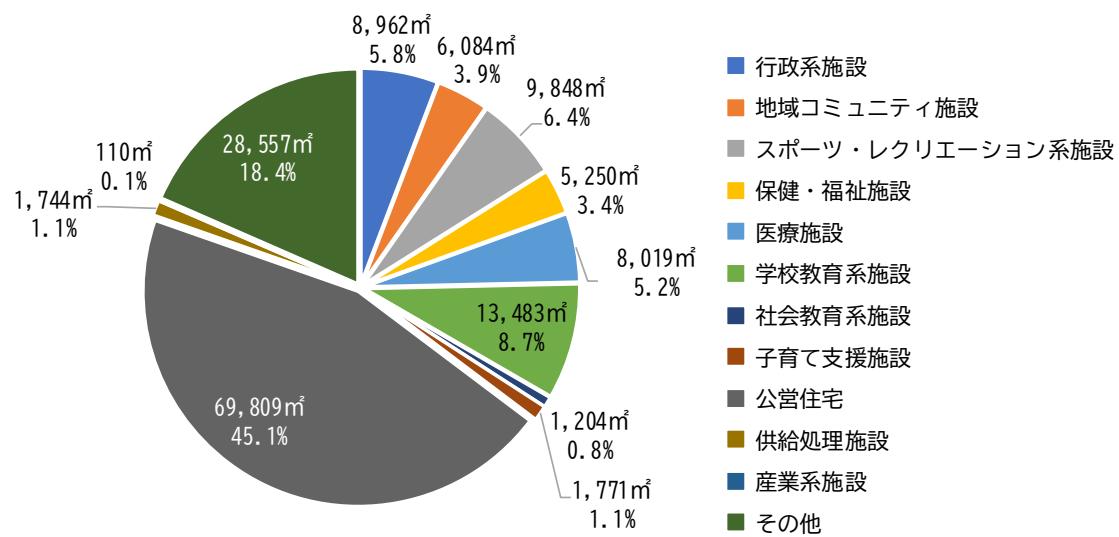


図 3-8 延床面積の構成

出典) 女川町公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂版）
に加筆修正

第4章 温室効果ガス排出状況

1. 温室効果ガス排出に係るエネルギー消費量

本町における温室効果ガス排出に係る令和3年度（基準年度）のエネルギー消費量は以下の通りです。

表 4-1 項目別エネルギー消費量

【調査項目】		【使用燃料】	【単位】	【使用量】		【排出ガス】
燃料の使用		軽油	L	136.2		CO ₂
他人から供給された電気の使用		東北電力	kWh	5,266,811.4		CO ₂
ボイラーにおける燃料の使用		灯油 液化石油ガス（LPG）プロパンガス	L m ³	33,214.0 28.4		CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O
ディーゼル機関における燃料の使用		軽油	L	2,847.0		CO ₂ , N ₂ O
家庭用機器における燃料の使用		灯油 液化石油ガス（LPG）プロパンガス	L m ³	3,707.0 17,754.9		CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O
自動車の走行	普通・小型乗用車（定員10名以下）	ガソリン・LPG	L・km	20,878.3	218,911.4	
	普通・小型乗用車（定員11名以上）	ガソリン	L・km	220.1	621.0	
	普通貨物車	ガソリン	L・km	355.0	1,464.0	
	小型貨物車	ガソリン	L・km	7,577.1	70,305.4	
	普通・小型・軽特種用途車	ガソリン	L・km	849.0	4,999.0	
	その他	ガソリン	L・km	6,316.6	67,587.6	
	普通・小型乗用車（定員10名以下）	ディーゼル（軽油）	L・km	232.4	1,893.0	CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O, HFC ₅
	普通・小型乗用車（定員11名以上）	ディーゼル（軽油）	L・km	13,316.8	53,225.6	
	普通貨物車	ディーゼル（軽油）	L・km	2,200.5	12,061.0	
	小型貨物車	ディーゼル（軽油）	L・km	2,035.0	11,755.0	
	普通・小型特種用途車	ディーゼル（軽油）	L・km	12,721.4	58,101.7	
	ハイブリット車	ガソリン	L・km	3,265.8	54,969.0	
	電気自動車	電気	L・km	0.0	659.0	
船舶の航行		軽油	kl	268.8		CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O
施設（終末処理場及びし尿処理施設）における下水等の処理		終末処理場 し尿処理施設	m ³ m ³	2,517.0 2.0		CH ₄ , N ₂ O
浄化槽によるし尿及び雑排水の処理		浄化槽によるし尿及び雑排水の処理	人	15		CH ₄ , N ₂ O
温室効果ガスの算定外だが省資源に関わるもの		水道使用量 コピー用紙	m ³ 枚	26,340.0 1,824,000.0		

2. 温室効果ガス総排出量

本町における項目別の温室効果ガスの排出量は以下の通りです。電気の使用が最も多く、次いで船舶、自動車の使用となっています。

また、温室効果ガスの種類別では、ほとんどがCO₂となっています。

表 4-2 排出形態別温室効果ガス排出量

排出形態	CO ₂ 換算 排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
電気の使用	2,612.3	70.5
船舶の使用	702.4	18.9
自動車の使用	176.3	4.8
ボイラーの使用	82.9	2.2
家庭用機器の使用	125.8	3.4
燃料の使用	0.4	0.0
ディーゼルの使用	7.4	0.2
下水等の処理	0.2	0.0
浄化槽の使用	0.3	0.0
合計	3,708.0	100.0

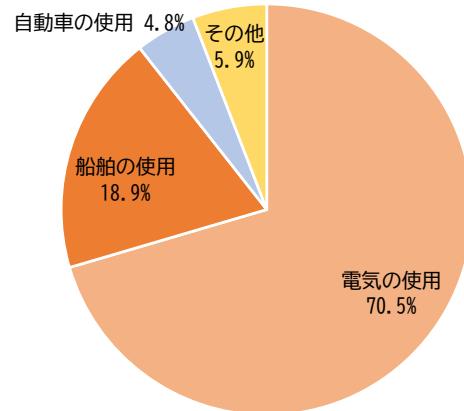


図 4-1 排出形態別構成比

表 4-3 種類別温室効果ガス排出量

温室効果ガスの種類	CO ₂ 換算 排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	3,693.7	99.6
その他	14.2	0.4
合計	3,708.0	100.0

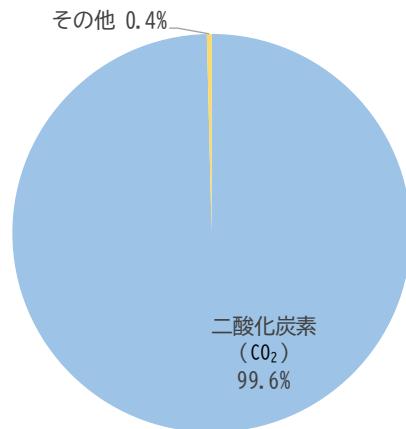


図 4-2 種類別構成比

本町で使用する自動車は、ガソリン乗用車が台数や排出量ともに多くを占めています。また、1kmあたりのCO₂換算排出量でも高い値を示しています。

表 4-4 車種別排出量

使用燃料	種別	台数	使用量		CO ₂ 換算排出量 (kg-CO ₂)	1kmあたりの CO ₂ 換算排出量 (kg-CO ₂)
			燃料(L)	走行距離(km)		
ガソリン	① 普通・小型乗用車(10名以下)	25	20,878.3	218,911.4	50,771.9	0.23
	② 普通・小型乗用車(11名以上)	1	220.1	621.0	533.4	0.86
	③ 普通貨物車	1	355	1,464.0	856.8	0.59
	④ 小型貨物車	25	7,577.1	70,305.4	18,520.1	0.26
	⑤ 普通・小型・軽特殊用途車	23	849.0	4,999.0	2,356.5	0.47
	⑥ ハイブリット車	8	3,265.8	54,969.0	7,830.1	0.14
	⑦ その他(地域医療センター)	10	6,316.6	67,587.6	15,409.0	0.23
軽油	⑧ 普通・小型乗用車(10名以下)	1	232.4	1,893.0	619.1	0.33
	⑨ 普通・小型乗用車(11名以上)	4	13,316.8	53,225.6	34,899.8	0.66
	⑩ 普通貨物車	1	2,200.5	12,061.0	5,757.4	0.48
	⑪ 小型貨物車	3	2,035.0	11,755.0	5,337.1	0.45
	⑫ 普通・小型特殊用途車	5	12,721.4	58,101.7	33,408.2	0.57
電気	⑬ 電気自動車	2	0.0	659.0	28.6	-

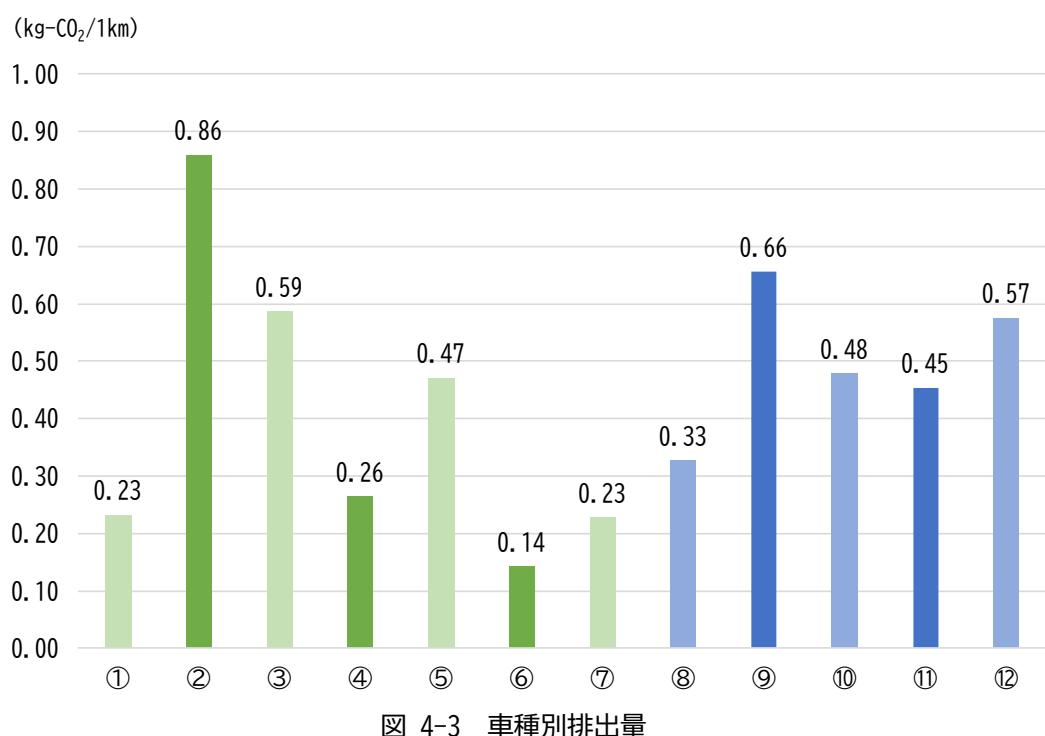


図 4-3 車種別排出量

第5章 温室効果ガスの排出削減目標

1. 目標設定の考え方

本町は、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災の影響により、庁舎等大半の公共施設が失われました。その後、復興が進み、現在省エネルギーや低環境負荷に配慮した女川町庁舎が完成するなど、地球環境負荷の低減に資する取り組みを行ってきました。

そのため、本町における基準年度は、概ねの施設の完成・供用が進んだ令和3年度（2021年度）とし、過度の設備導入に頼らない、職員の意識向上や、事務事業の効率化を進めることで、宮城県の削減実績と同程度の年間約2.6%の排出量削減を目指すとともに、国と同様に温室効果ガスを平成25年度（2013年度）から46%削減し、さらに、50%削減の高みに向けた取り組みを推進していくものとします。

2. 目標値の設定

本計画における令和12年度（2030年度）の温室効果ガス排出量削減の目標値は、基準年度の令和3年度（2021年度）の排出量3,708（t-CO₂）から、概ね年間2.6%の削減を実現した場合に達成される排出量2,840（t-CO₂）を踏まえて23.4%の削減を目指すものとします。

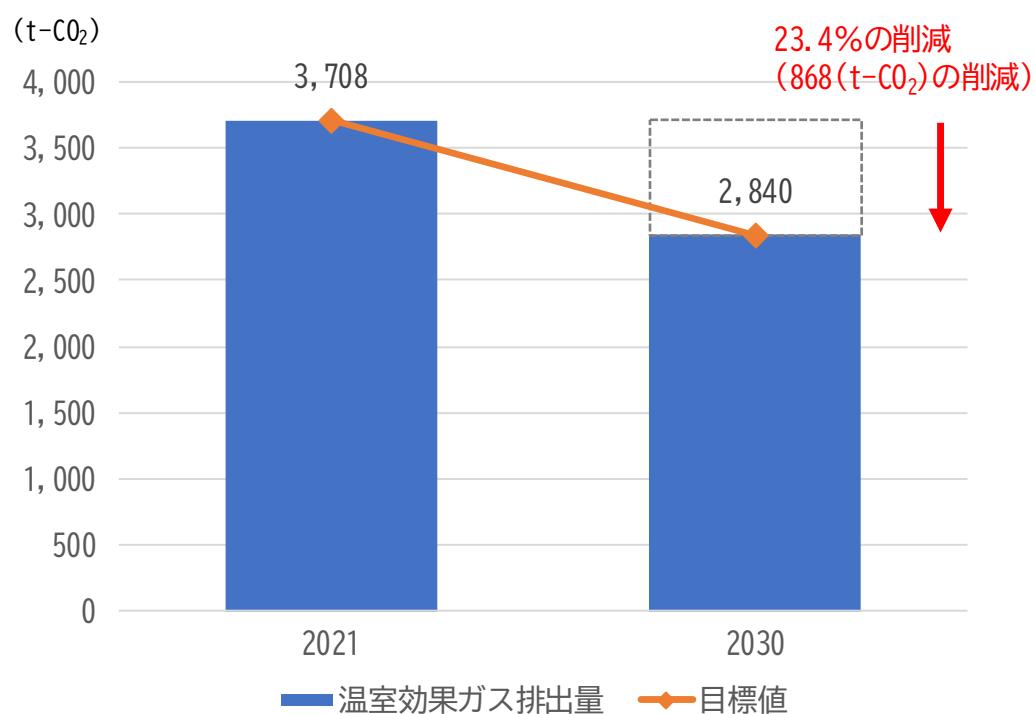


図5-1 温室効果ガス排出量削減の目標値

第6章 目標達成に向けた取組

1. 取組の基本方針

本町では、環境負荷低減のための取組を職員一人ひとりが理解を深めるとともに、積極的に取り組んでいくものとします。

2. 具体的な取組内容

(1) 省資源・省エネルギーの推進

① 照明の管理

- ・部屋の明るさに応じて、照明の点灯本数の削減を行います。
- ・昼休み時や不在時の消灯を行います。

② 電気機器等の管理

- ・電気機器等を長時間使用しないときは電源を切り、こまめな電源オフを心がけます。
- ・パソコンやコピー機など、未使用時の省エネモードの設定を行います。
- ・使用に適正な規模の機器を選択して購入します。

③ 給湯機器、調理器具等の管理

- ・現在使用している設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を図ります。
- ・給湯機器、調理器具等は、適切な使用時間、火力、温度設定を行います。
- ・設備を更新する場合、省エネルギー化に配慮した機器の購入を推進します。

【削減効果の例】

- ・ガス・石油給湯器をヒートポンプ式給湯器に置き換えた場合 ⇒121kg/人の削減

④ 冷暖房機器の管理

- ・クールビズやウォームビズを推進します。
- ・エアコンの設定温度は、室内温度が夏28°C、冬20°Cを目安とします。
- ・空室時の空調機器の停止を行います。
- ・断熱効果を高めるため、ブラインドやカーテンを利用します。空室時においても、同様に

断熱性を高めます。

- ・エネルギー効率のよい空調機器や廃棄時の環境への影響が少ない空調機器の導入を推進します。

【削減効果の例】

- ・冷房の設定温度を今よりも1°C高く、暖房の設定温度を今よりも1°C低く変更した場合
⇒19kg/人の削減
- ・エアコン使用時間を1日1時間短くした場合
⇒26kg/台

⑤ エレベーターの使用

- ・エレベーターの利用を控え、積極的に階段を利用します。

⑥ 車両の管理、使用

- ・公共交通機関の利用を促進し、徒歩、自転車での移動を可能な限り行います。
- ・エコドライブを推進し、アイドリングストップを行います。
- ・エアコンは、適切な温度と風量を選択します。
- ・WEB会議を活用するなど、車両による移動の削減に努めます。
- ・相乗りの推進など、公用車の利用の効率化を図ります。
- ・公用車や町民バスの点検と整備を適切に行います。
- ・走行距離や使用燃料の把握など適切な車両の運行管理を行います。
- ・低燃費車や低公害車の積極的な導入を行います。
- ・町のイベントなど、公共交通機関の利用を呼びかけます。

【削減効果の例】

- ・通勤・通学以外の目的のための自動車移動がバス・電車・自転車に置き換えられた場合
⇒通勤時 243kg/人
- ・通勤・通学のための自動車移動がバス・電車・自転車に置き換えられた場合
⇒通勤時 243kg/人
- ・通勤にかかる移動距離がゼロになった場合
⇒279kg/人の削減
- ・エコドライブで燃費が20%改善された場合
⇒148kg/人の削減

⑦ 用紙類等の管理、使用

- ・資料の印刷・コピーは、両面、縮小、集約印刷に努めます。
- ・ペーパーレス化を推進し、電子データによる情報の共有や保存を行い、不要な印刷を減らします。
- ・使用済みの用紙の裏面の再利用を積極的に行います。
- ・使用済みの封筒の再使用を推進します。
- ・用紙類の年間使用量の把握に努め、使用量の削減を推進します。
- ・資料や手続きの簡素化を図るなど、印刷部数の低減を行います。
- ・紙皿、紙コップ、ペーパータオル等の購入を抑制します。

⑧ 水の使用

- ・水の流しつ放しの防止など、日常的な節水を心がけます。
- ・節水機器を積極的に活用します。
- ・水の使用量を把握し管理を行います。
- ・雨水利用や排水の再利用が可能な場合は、積極的に行います。

【削減効果の例】

- | | |
|-----------------|----------|
| ・水使用量を約2割削減した場合 | ⇒11kg/世帯 |
|-----------------|----------|

(2) 再生可能エネルギー等の活用・利用促進

① 再生可能エネルギーの導入

- ・効率性等を考慮しながら、再生可能エネルギーの普及を推進します。

【削減効果の例】

- | | |
|---------------------|------------|
| ・再生エネルギーの電気へ切り替えた場合 | ⇒1,232kg/人 |
| ・住宅に太陽光発電を設置した場合 | ⇒1,275kg/人 |

② 木材利用の促進

- ・大気中の二酸化炭素を吸収する森林の適正な整備、保全を図り、木材の積極的な活用を行います。

【削減効果の例】

- | | |
|----------------|----------|
| ・住宅を国産木材で建てた場合 | ⇒34kg/戸 |
| ・木を1本植林した場合 | ⇒0.8kg/本 |

(3) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

- ・廃棄物を減らす (Reduce リデュース)、繰り返し使う (Reuse リユース)、原材料やエネルギー源として有効活用する (Recycle リサイクル) の3Rを推進します。
- ・マイバッグ、マイボトル、マイ箸などの使用を推進します。
- ・詰め替え容器に入った製品や簡易包装の製品を選択します。
- ・資源化の可能な廃棄物（缶、ペットボトル、ビン、プラスチック等）の分別や古紙類の分別を徹底します。
- ・生ごみ処理機等の活用を図ります。
- ・リサイクル製品を積極的に利用します。
- ・設備や機器類は、適切な維持管理や修理を行い長期間の使用を推進します。
- ・再生品など環境負荷の少ない資材を選択します。

【削減効果の例】

- | | |
|---|-----------------|
| ・使い捨てのペットボトル (500ml) をステンレス製のマイボトルに置き換え、年間 30 回、5年間利用した場合 | ⇒マイボトルの活用 1kg/人 |
| ・木を1本植林した場合 | ⇒0.8kg/本 |

(4) その他

① グリーン購入の推進

- ・グリーン購入法による製品の購入など、環境に優しい製品の利用を推進します。

② 職員の意識向上

- ・作業の効率化を図り、残業時間を抑制し定時退庁を心がけます。
- ・研修等により、省エネ意識の向上に努めます。

第7章 計画の推進と点検・評価・公表

1. 推進体制

本計画を推進するにあたって、実効性を高め、目標達成に向けての進行管理を行うため、
庁内に女川町地球温暖化対策実行計画推進委員会を設置します。

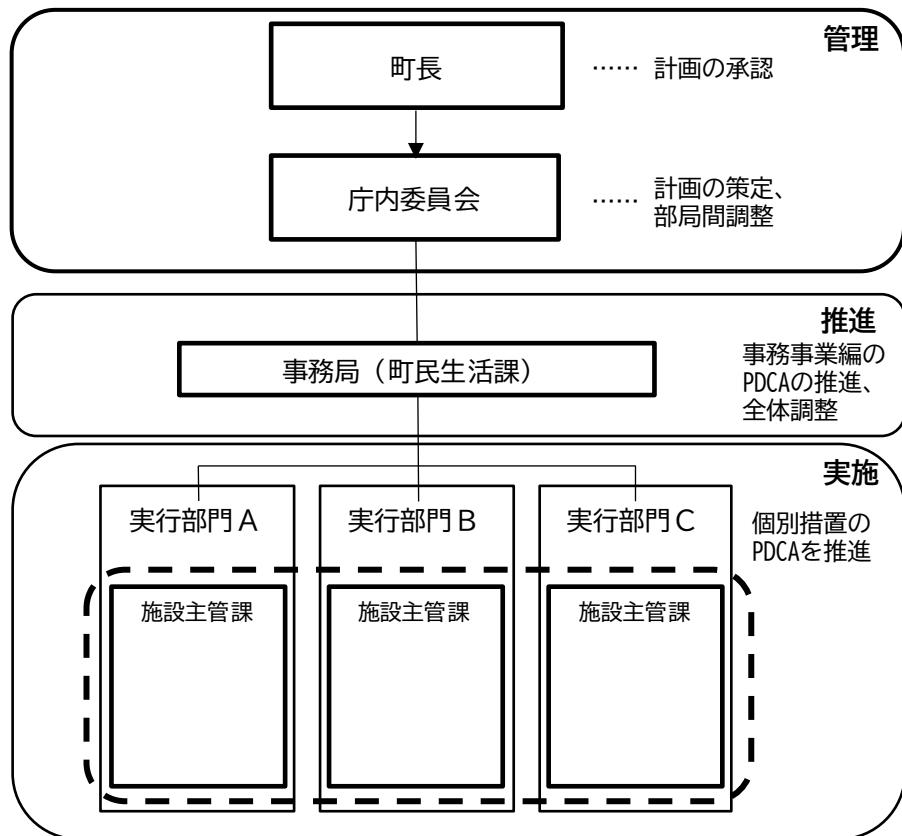


図 7-1 推進体制

2. 実施状況の点検評価及び見直し

本計画の達成状況の点検は、各課において調査票による使用量実績や取組内容を記載し、
事務局においてとりまとめ、委員会にて計画の実施状況の点検・評価のうえ、必要に応じて
計画の見直しを行います。

また、本計画における実績や取組の実施状況は、町民に公式ウェブサイト等を利用して広く公表します。あわせて、町民や事業者等への温室効果ガス排出量の削減に向けた意識の醸成を図ります。

女川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

発行年月：令和6年（2024年）3月

発行：女川町民生活課

住所：〒986-2265 宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1

電話：0225-54-3131（代表）